

文部科学省 質問書回答

<文科省>

1 つ目のご要望への回答についてですが、時代に合わせた様々な好ましい事例の収集について、本年 3 月に第 5 次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「子ども読書計画」とする）が閣議決定されました。この計画の中では、基本的な方針が 4 つ挙げられております。特に「多様な子どもの読書活動を推進するためには、様々な機関や人々の連携・協力が不可欠である」と示されており、関係機関が連携して子どもの読書活動を推進する様々な取組が求められているところです。そのような観点からご紹介できる事例としましては、直営で運営されている山梨県立図書館さんが挙げられます。県内で「やまなし読書活動促進事業」といって、公立図書館や書店等が連携して実行委員会を作り、書店と図書館を回るスタンプラリーである「やま読ラリー」というイベントを実施されたり、図書館と書店が統一したテーマで、選書した本の展示をしたりする「やま読ブックフェア」を開催されたりしています。民間との連携の広がりを持った事例と思っております。今後の公表方法については、現在、検討中です。文部科学省では、「図書館の振興」というホームページを開設しており、事例集や委託調査の結果等を掲載しております。当ホームページに見やすいように掲載するなど検討しています。もう一つの事例としては指定管理者が運営されている事例で、東大阪市立図書館の事例をご紹介します。こちらは電子図書館のサービスを提供されていますが、学校連携ということで、電子図書館の ID を、市立小中学校と市立の高等学校の全児童生徒に付与しまして、個人のタブレットで、電子書籍を簡単に見ることができるようになっています。本図書館は、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について優れた実践をしているということで、文部科学大臣表彰を受けています。表彰事例につきましては、文部科学省のホームページにある「子ども読書の情報館」に順次掲載しています。地域の実情に応じた様々な事例を収集しまして、広く周知してまいりたいと思っております。

<文科省>

2 つ目のご要望のうち 1 つ目の読書バリアフリー法に係る財政措置への回答についてですが、バリアフリー法の関連予算は、「図書館における障害者利用の促進」ということで予算措置を行っております。昨年度に引き続きですが、人材育成のための読書バリアフリーの研修や、「読書バリアフリーコンサート」といって、図書館と多様な関係機関から構成され、横の資源を結び付ける推進母体をつくるための委託事業を引き続き実施することとしております。

<文科省>

2 つ目の地方自治体における計画については、男女課から回答させていただきます。計画の策定状況につきましては、各都道府県指定都市中核市における毎年 2 月 1 日時点の状況を书面調査しております。この調査では、計画策定状況の他に、自治体内でも、関係部局間での連絡会等の開催状況や、外部関係者を含めた会議の開催の状況、また、計画策定に向けた課題についても併せて調査を行っているところでございます。最初の調査は令和 2 年度になりまして、今回が令和 5 年 2 月 1 日時点の策定状況になります。こちらは都道府県指定都市中核市合計 129 自治体を対象といたしまして、当該調査の結果は、本年の 4

月 18 日に文科省並びに厚労省のホームページに結果を掲載しております。この調査結果では、既に策定済みという団体と、現在策定作業中、策定に向けて検討中という回答をした自治体の数が合計で 77 自治体で、これは全体では 60%の割合でございます。これを前回の令和 3 年度調査と比較しましたところ、既に策定済みというのが、11 自治体に増加しております。また、策定する予定なしと回答した自治体は 10 自治体減少しているということです。少しずつですが前進はしているとはいえ、まだ 4 割近いところが策定できていないという状況ですので、こちらに対してどう働き掛けていくかというところが一つ課題となっていると認識しております。この調査の結果の公表に当たりましては、計画策定済みの自治体においては、当該計画の URL を記載させていただくとともに、策定予定のない場合については、その主な理由もあわせて掲載をして公表しております。また、働きかけについては、計画策定状況の調査依頼の事務連絡の際に、未策定の自治体に対して、計画策定に努めるよう依頼しております。また、今年 4 月に、公益社団法人日本図書館協会障害者サービス委員会が策定した、地方公共団体において「視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する計画を策定するための指針」というものが公表されているのですが、これについて自治体の周知について準備を進めているところでございまして、計画の策定促進に、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えています。

<文科省>

3 つ目のご要望への回答ですが、(1)「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(以下「望ましい基準」とする)の改定については、本年 3 月に作成されました第 5 次子ども読書計画の中で、「望ましい基準」については、「国は、関係者の意見を聴き、読書バリアフリー法や、ICT の急速な発展等を踏まえた見直しを検討する」としているところでございます。これを踏まえて、今後、多様な関係者の皆様にご助言をいただきながら、課題や何を直すべきかという検討を行っていくところです。(2) 図書館事業が継続的かつ安定的に示すべき基準、司書および司書補の確保並びに資質能力の向上の基準については、「望ましい基準」の中で指定管理者制度の導入など、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、「当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする」と示されているところでございますので、まずは本基準の趣旨を踏まえた運営が適切に行われていくということは非常に重要と思っております。もう一点、(3) 図書館協議会委員の障害のある方やその関係者の任命について、「望ましい基準」の中では、「地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする」とされているところでございまして、障害のある方やその他の関係の皆様も多様な人材に含まれていると思っております、さらに、(4) 館長に求められる基準についてですが、地域において図書館の館長として、「その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい」とされているところでございます。文科省においてはこういった「望ましい基準」の趣旨を踏まえて、地方公共団体の一般関係者が集まる研修等がございますので、引き続き、そういった趣旨を伝えてまいりたいと思っております。

* 文部科学省の質問書の回答については、2023 年 5 月 31 日(水)に行われた文部科学省との面談の報告書が回答の位置づけとなっていますので、面談報告書より質問書回答部分を抜粋しました。

文責 船橋佳子(図書館友の会全国連絡会事務局長)